存続しない担保権には、更生会社の保有する以下の絵画３点及び茶碗等にかかる担保権の存在が主張された場合における当該担保権が含まれるが、これに限られない。

①杉山寧作「桔梗」(15号)

②後藤純男作「大和路雪景」(20号)

③伊藤清永「横たわる裸婦」(10号)

２　別表10記載の担保権に係る担保権者は、当該担保権が消滅したときは当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。また、別表10記載の担保権に係る担保権者は、管財人らから書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人らに交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　吸収分割

第１節　概要

更生会社は、スポンサーである株式会社坂東太郎（本店所在地　茨城県猿島郡境町大字長井戸1703番地の１。以下「坂東太郎」という。）の完全子会社である本件承継会社に対して更生会社の事業の全部を承継させるため、本章第２節のとおり、更生会社を吸収分割会社、同完全子会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行う。

第２節　吸収分割に関する事項

会社更生法167条２項及び182条に基づき、本件分割に関して定める事項は次のとおりである。

第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所等

１　吸収分割会社（更生会社）

商号：有限会社蛸屋菓子店

ただし、第10章記載の定款変更後、更生会社の商号は、株式会社ティーとする。

住所：栃木県小山市本郷町二丁目８番26号

ただし、第10章記載の定款変更後、更生会社の住所は、東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。

２　吸収分割承継会社（本件承継会社）

商号：株式会社蛸屋

住所：栃木県小山市城東四丁目19番15号

株主：坂東太郎（完全親会社）

第２　効力発生日

本件分割効力発生日は、更生計画認可決定確定の日から１か月を経過した日が属する月の末日までの間で、管財人らが、東京地方裁判所（以下、単に「裁判所」という。）の許可を得て定める日とする。

第３　吸収分割承継会社が更生会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

本件承継会社は、更生会社から、本件分割効力発生日における、以下の各号に規定する更生会社の資産及び権利、債務及び義務、並びに契約上の地位を承継する。ただし、債務及び義務は、本件承継会社が免責的に引き継ぐものとする。

１　資産及び権利

以下を除く、本件分割効力発生日における更生会社の全ての資産及び権利

①　現預金のうち、金34,209,000円

②　美術品

２　債務及び義務

以下を除く、本件分割効力発生日における更生会社の全ての債務及び義務

①　更生担保権

②　優先的更生債権

③　一般更生債権

④　平成29年６月23日より前の原因により生じた共益債権

⑤　本会社更生手続の手続費用である予納金の返還義務

３　契約上の地位

本件承継会社が承継する事業にかかる全ての契約についての契約上の地位（更生会社と各従業員との間の雇用契約の全てを含む。）

第４　吸収分割承継会社が更生会社に対して交付する金銭

本件承継会社は、本件分割効力発生日において、更生会社に対し、本件分割の対価として、次の算定方式により算定される金員を交付する。ただし、管財人らは、更生債権者等に不利益とならない場合に限り、裁判所の許可及び本件承継会社の同意を得て、本件分割の対価の額を変更することができる。

算定方式

①　定義

別件吸収分割：霽月庵早坂更生事件にかかる更生計画に定められる、霽月庵早坂を吸収分割会社とし、本件承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割。

Ｘ：本件分割効力発生日時点の、更生会社における、本件分割の承継対象となる資産及び権利の額から本件分割の承継対象となる債務及び義務の額を控除した財産評定後の簿価

Ｙ：別件吸収分割の効力発生日時点の、霽月庵早坂における、別件吸収分割の承継対象となる資産及び権利の額から別件吸収分割の承継対象となる債務及び義務の額を控除した財産評定後の簿価

既履行額：平成29年６月23日以降本件分割効力発生日までの間に更生会社の資産を原資として第３、２①乃至⑤記載の義務の履行又は債務の弁済をした場合の当該金額の合計額

別件既履行額：平成29年６月23日以降別件吸収分割の効力発生日までの間に霽月庵早坂の資産を原資として別件吸収分割の承継対象とならない義務の履行又は債務の弁済をした場合の当該金額の合計額

②　分割対価＝５億5000万円×Ｘ÷（Ｘ＋Ｙ）－既履行額

ただし、本件吸収分割にかかる既履行額控除前の分割対価と、別件吸収分割にかかる別件既履行額控除前の分割対価の合計は、５億5000万円とする。

第７章　吸収合併

第１節　概要

更生会社は、更生計画による弁済及び清算処理を一体として行うため、本章第２節のとおり、本件分割の効力発生後、霽月庵早坂を吸収合併存続会社、更生会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う。

第２節　吸収合併に関する事項

会社更生法167条２項及び180条１項に基づき、本件合併に関して定める事項は次のとおりである。

第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

１　吸収合併存続会社

商号：株式会社霽月庵早坂

ただし、霽月庵早坂更生事件にかかる更生計画に定められる定款変更後の商号は株式会社エスとする。

住所：栃木県小山市城東四丁目19番15号

ただし、霽月庵早坂更生事件にかかる更生計画に定められる定款変更後の住所は東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。